

令和6年 9月定例

教育委員会会議 議事録

令和6年(2024年)9月2日

吹田市教育委員会

令和6年 9月定例教育員会会議

開催日時	令和6年(2024年)9月2日 15時30分～16時15分
開催場所	さんくす3番館4階 教育委員室
出席委員	教 育 長 大江 慶博 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 飴野 仁子 委 員 谷池 雅子
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 地 域 教 育 部 長 道場 久明 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務 乾 裕 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 教育未来創生室長 薬師川 晃 教育未来創生室総括参事 山根 正紀 保 健 給 食 室 長 小西 正晃 教 育 セ ン タ ー 所 長 木谷 美香 地域教育部放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 青 少 年 室 長 大川 雅博 教 育 総 務 室 参 事 市川 泉 学 務 課 長 各務 琴絵 学校教育室参事・指導主事 荒木 大輔 教 育 総 務 室 主 幹 中谷 京子 学校教育室主幹・指導主事 畑田 将寿 まなびの支援課主幹 宮脇 淳 放課後子ども育成室主幹 東 貴一

議事内容

○大江慶博教育長

ただいまから9月定例教育委員会会議を開会いたします。

署名委員に和田委員を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席で、現在の傍聴希望者数は5名でございます。

○大江慶博教育長

では、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可をします。

傍聴者の入室を許可いたします。

－ 傍聴者着席 －

○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

恐れ入りますが、追加議案を提案させていただきたいと思いますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます

○大江慶博教育長

ただいまの追加議案の提出の申入れがありましたが、議題とすることに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

それでは、追加議案書と追加議事日程を配付してください。

議事運営を効率的に行うため、ただいま提出

されました追加議事日程第1、議案第69号は、日程第4、教育長報告に先んじて行う議事順序の変更を行うとともに、本日の日程第1、報告第19号については、人事案件のため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、議事順序の変更及び日程第1を秘密会とすることを決定いたします。

では、ここからは既に秘密会と決していますので、恐れ入りますが、傍聴の方及び関係者以外は退室をお願いします。

暫時休憩とします。

－ 傍聴者退席 －

－ 秘密会 －

○大江慶博教育長

ここで秘密会を解きます。

暫時休憩します。

－ 職員入替 －

－ 傍聴者入室 －

○大江慶博教育長

会議を再開します。

次に、日程第2、報告第20号「令和6年9月吹田市議会定例会提案の吹田市奨学基金条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○各務琴絵学務課長

日程第2、報告第20号「令和6年9月吹田市議会定例会提案の吹田市奨学基金条例を廃止する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書3ページを御覧ください。

本案は、吹田市奨学基金条例を廃止する条例の制定について、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時に代理させていただきましたので、御報告申し上げるものでございます。

議案書、7ページを御覧ください。

本市では、経済的に困難な状況にある高校生等に対し、修学を支援する目的で独自の奨学制度を昭和52年から実施してまいりましたが、近年、国や府の高校生等に対する修学等の支援の充足が図られていることから、市独自の奨学制度の役割は果たされたものとし、現在実施している高等学校等学習支援金支給事業を令和6年度末で廃止することとしております。

これに伴い、その運用益を事業財源に充てることを目的として設置しておりました、吹田市奨学基金について廃止するものでございます。

議案書5ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は令和7年(2025年)4月1日から施行することといたしております。

なお、議案書8ページには、住民税所得割非

課税世帯の高校生世代への支援策拡充状況の推移をお示ししております。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。それでは、この件について質問・御意見ございますか。よろしいですか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大江慶博教育長

では、異議なしと認めます。報告第20号、令和

6年9月吹田市議会定例会提案の吹田市奨学基金条例を廃止する条例の制定についてを承認します。

続いて、日程第3、報告第21号「令和6年9月吹田市議会定例会提案の令和6年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○市川泉教育総務室参事

日程第3、報告第21号「令和6年9月市議定会定例会提案の令和6年度補正予算案について」御説明申し上げます。

議案書の9ページを御覧ください。

本案は、補正予算案の教育委員会の意見聴取につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、令和6年8月27日付で異議がないものとしたので、御報告申し上げます。

歳出補正予算の内容につきましては、次の2点でございます。

議案書15ページを御覧ください。

まず、1点目は、教育センター内に開室している教育支援教室の人員拡充に伴い、歳出決算542万3,000円を計上しております。

教育支援教室には、令和6年7月時点で70名の新規入室児童・生徒がおり、登録者数が100名を超えていること、2学期以降さらに入室希望者が増加することが見込まれることから、見守り・指導を行う指導員の人員を現在の6名から11名に拡充するものです。

なお、指導員の増員に伴い、雇用保険料本人負担分として歳入2万円の増額も計上しております。

議案書16ページを御覧ください。

2点目は、山田第五小学校と山田第三小学校の円滑な統合に向けた取組に係る費用として歳出予算418万9,000円を計上しております。内訳は、山田第三小学校の学校備品やボール、一輪車等の更新、山田第五小学校の閉校式典や記念遠足の実施費用等でございます。

最後に、議案書13ページを御覧ください。

債務負担行為の補正でございます。

小・中学校医療的ケア看護師派遣業務を追加しております。令和6年度から会計年度任用職員の医療的ケア看護師に欠員が生じた場合に、派遣契約による派遣職員の看護師を配置していますが、令和7年度においても12人が不足する見込みであることから、不足分の解消を図るため派遣契約により看護師を配置するものです。

以上、簡単な説明ではありますが、御報告は以上でございます。

○大江慶博教育長

事務局の説明が終わりました。大きく3つの事業に関わっての補正予算が必要であるということの提案です。

では、この件について質問・御意見ございますか。

○谷池雅子委員

まず、医療的ケア看護師さんの件について伺います。

大体この12人の不足分は、いつ、どのように算定されるのか。さらに、今回新たな人員の方はどういう医療的ケアに携わられるのか把握していたら教えてください。

○荒木大輔学校教育室参事・指導主事

現在、医療的ケアを実施している児童については継続して行っていくものではあるんですけども、新しく入学してくる児童につきましては、就学相談という形で保護者の方と6月ぐらいから入学に関わっての相談を受けていく中で、次年度入学時の医療的ケアを決定してまいります。

その医療的ケアの内容ですが、大きく言わせていただきますと、経管栄養、血糖値測定、インスリン注射、また導尿、酸素投与などの医療的ケアを実施しております。

以上でございます。

○大江慶博教育長

ほかに御質問はありますか。

○谷池雅子委員

教育支援教室の人員に関することですが、5人分を追加ということで、この5人の算定根拠と、どういう資格のある方を雇用されるのかということ。それから、何時間の勤務とかを教えていただきたいと思います。

○木谷美香教育センター所長

ただいま質問の5人増員の採用基準でございますが、教育支援教室は今年に新たに始まったばかりで、今少しずつ状況を見ながらスタッフのほうもどれが適正なのかというのを探り探りやっている部分ではございます。

ただ、2学期以降、登録だけで100人を超えるお子さんが登録しておられて、毎日全員が朝から夕方までおられるわけではないんですが、今多いときで同時に40名ほどのお子さんが来られて、恐らくその倍ぐらいが来られるようになっていくだろうということで、今回人員の増員をお願いしていくということでございます。

資格については、教員免許をお持ちの方としております。勤務時間は、週5日間で、毎日9時から夕方17時までとなっております。

○谷池雅子委員

大体ずっと来ている子が何人に対して1人必要とか。大体そういう基準をお持ちですか。

○木谷美香教育センター所長

理想で申し上げますと5人に1人ぐらいのスタッフがいたら、安心して見られるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○安達友基子教育長職務代理者

2学期以降、生徒さんが増えそうということで、これからまだ10月に試験があって、実際入ってきていただくのは11月ということですけど。今現時点で困っていたり、待ってもらっているとかそういう状況ではないという理解でよかったですか。

○木谷美香教育センター所長

実際に御自身と保護者さんに見ていただくから、気に入られたら体験していただいています。その見学が一日にあまりたくさんお受けできないので、それを少し待っていただいているという状況は起こっております。

ただ、見学して入りたいとおっしゃったときに、大勢なので駄目ですということは一切しませんので。順番を待っていただいているという案件はございません。

以上でございます。

○安達友基子教育長職務代理者

分かりました。

○大江慶博教育長

ほかの事業について、御質問ないですか。

私から1点。山田第三小学校と山田第五小学校の統合に向けた取組ということで補正予算が上がっているんですけど、来年度4月からいよいよ統合ということになって、今年度一番本格的に取り組まれていると思います。また、それに向けた予算が必要ということで今回提案をされていますが、これまでの取組、主な取組について、もう一度御説明いただけますか。

○薬師川晃教育未来創生室長

昨年11月定例会、12月に統合が決定しまして、それ以降、年明けの1月から学校のほうでアンケートを採られたり、保護者に説明会をされたり、子供たちも交流事業ですとか、あるいはケアのためのスタートアップ事業ですとか、学校で様々な取組を進めております。

教育委員会といたしましても、そういった取組を支援しながら、保護者の方に対して通学路に関するアンケートを行ったり、説明会をさせていただいたり、そういったお声を聞きながら今回、予算をあげさせていただいているというところでございます。

認められましたら、子供たちが魅力を感じるような学校になるように、学校とともに保護者や子

供たちの意見等を聞きながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大江慶博教育長

ありがとうございます。子供たちの様子をしっかりと見取りながら取組を進めていただきたいと思います。

ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

では、この件について、承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

では、異議なしと認め、報告第21号、令和6年9月吹田市議会定例会提案の令和6年度補正予算案についてを承認いたします。

続いて、追加日程第1、議案第69号「吹田市公民館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○宮脇淳まなびの支援課主幹

追加議事日程第1、議案第69号「吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定」につきまして、御説明申し上げます。

追加議案概要1ページを御覧いただきたいと存じます。

本案の提案の理由でございますが、各地区公民館の施設の使用の事前申込みについては、現在、使用日の1月前から行うことができることとしていますが、利用者の計画的な施設利用を可能とするため、現行より2か月早く申込みを行うことができるよう規則を改正し、施設を使用する住民の利便性の向上を図るものです。併せて、申請書等の規定整備を行うものでございます。

本案に関しましては、パブリックコメントの募集を令和6年(2024年)7月22日から8月20日までの間実施し、提出意見の件数は0件でございました。

改正案の内容につきましては、追加議案書5ページからの現行・改正案対照表を御覧ください。

改正案第4条第2項につきましては、使用しようとする日の3月前の日から使用日の3日前までに行わなければならないといたします。

また、第4条、第8条から第10条につきましては、申請書等の規則事項から様式を定める要領等の内規事項といたします。

第7条第2項及び第3項につきましては、超過時間の使用料に関する規定が公民館条例にないため、使用者に超過時間の使用料を納付させることができないことから、超過時間の使用料の納付について定める規定を削除いたします。

第10条第1項第2号の「前7日」を「の7日前」との表現に統一いたします。

追加議案日程3ページにお戻りいただきたいと存じます。

施行期日でございますが、この規則は令和7年(2025年)1月1日から施行することといたしております。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議いただき御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。これについて、何か御質問、御意見ございますか。ございませんか。

では、御意見がないようですので、この件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大江慶博教育長

では、異議なしと認めます。議案第69号、吹田市公民館条例施行規則の一部改正についてを承認いたします。

次に、日程第4、教育長報告を議題とします。

初めに、①令和6年9月吹田市議会定例会提案の令和6年度補正予算案(放課後子ども育成室所管分)について、事務局の説明を求めます。

○東貴一放課後子ども育成室主幹

教育長報告といたしまして、令和6年度補正予算案について、放課後子ども育成室所管分を御報告申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

留守家庭児童育成室医療的ケア看護師派遣業務の債務負担行為補正の追加でございます。期間が令和6年度から令和7年度まで、限度額が1,960万1,000円でございます。

議案書の24ページをお願いいたします。

参考資料として、事業の概要をお示しております。

「1、事業の内容」でございますが、現在留守家庭児童育成室におきましては、医療的ケアが必要な児童の受入れを行っていますが、来年度、新たに入室を希望している児童の受入れを行うための看護師を確保できず、また、今後も確保が見込めない状況となっていることから、人材派遣サービスを活用し、児童の受入れを行うものでございます。

「2、医療的ケアが必要な児童数及び看護師数」でございますが、児童数及び看護師数は3人で、小学校の長期休業日等の一日保育日は看護師4人でございます。

「4、今後の予定」でございますが、本年12月に事業者と契約を締結し、令和7年4月から派遣業務を開始する予定でございます。

報告は以上でございます。

○大江慶博教育長

報告が終わりました。この件について御質問・御意見ございませんか。よろしいですか。

では、意見がないようですので、教育長報告①は終わります。

続いて、②いじめに関する状況報告について(令和6年度1学期末)について、事務局の説明を求めます。

○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

令和6年度1学期末いじめに関する状況報告について、学校教育室より御報告申し上げます。

議案書25ページを御覧ください。

まずは、吹田市における令和6年度1学期末のいじめに関する状況です。

「1、全国、大阪府のいじめの認知件数の推移」を御覧ください。表の見方としましては、各枠内で上段が認知件数、中段の括弧内が解消率、下段が千人率でございます。

中段の括弧内の解消率についてですが、令和元年については、正確な記録が残っていなかったためバー表記させていただいていることを御了承ください。

令和5年度につきましては、様々な場で各学校に対して積極的認知の重要性を何度も訴えかけた1年となりました。その成果もあり、大幅な増加につながる結果となりました。国や府の千人率と比較いただいても、特に中学校において積極的認知が進んだことが分かります。

なお、令和5年度の全国、大阪府の状況につきましては、例年10月以降の公表となっておりますので、発表されましたら改めて御報告させていただきます。

続きまして、同じページ中段から下段、「2、吹田市のいじめの件数及び解消率 学期別の推移について」を御覧ください。

本市において、一番下段の令和6年度1学期の認知件数は、その上段令和5年度1学期とも比較して、小学校で105件増加し860件、中学校では143件増加し369件となっております。

いじめにつきましては、早期発見・早期対応、教職員一人一人の意識づけ、組織対応体制の構築のために積極的認知の重要性を引き続き周知し、「いじめを見逃さない学校づくり」を進めております。その中で、今年度特に重要であると考え、年度当初より学校に訴えかけていることは、いじめが生じた際にどのように人間関係を再構築するのか、丁寧な見守りや継続的な対応をする中でどのようなプロセスで解消に向けた取組を進めていくのかということです。

いじめについての法の定義は、ほんのささいな行為が予期せぬ方向に推移し自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓

として規定されております。そのことを踏まえ、学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、被害児童生徒、またその保護者と連携を図りながら解決につなげていくよう、今後とも各校への指導を進めてまいります。

続いて、26ページ「3、いじめの態様について」を御覧ください。

いじめの態様については、例年と大きく傾向が変わりませんが、小学校においては「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」など暴力的な行為を伴うもの。中学校においては「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」LINE等SNSを使用してのいじめが多くなっております。

暴力を伴ういじめの増加については「今までトラブルとして取り扱っていたものをいじめとして適切に認知した」ことや「生じた暴力行為についていじめとのダブルカウントを徹底した」こと等が要因として考えられます。

また、SNSでのいじめについては、学習用端末ではなく個人のスマホ同士でのやり取りから起きているものが全てとなっております。

学校としては、いじめとしての指導や関係者同士の人間関係の再構築を丁寧に行う必要がありますが、その後の対応で苦慮しているケースが散見されました。警察等の関係機関との連携を進めながら、適切に対応するようにしてまいります。

最後に「4、教育センターにおけるいじめ相談回数(類型)について」御説明いたします。

相談の延べ回数は、「いじめ」を主訴とする相談回数の合計となっております。また、相談者別の「実人数」は、実際に相談に来られた人数を表しております。

また、大阪府から派遣されているスクールカウンセラーは、統計の取り方も府から指定された方法で各学期末に府に報告しておりますので、その数字を掲載しております。

令和6年度より、各小学校への出張教育相談員の派遣回数を拡充しています。昨年度まで年間15回程度の派遣でしたが、今年度は年間30

回派遣しております。また、同じく今年度より大阪府からも全小学校に年間12回スクールカウンセラーが派遣されております。

市の出張教育相談員はほぼ毎週派遣されますので、継続相談への対応のほか、生徒指導に関わる会議に出席し教職員への助言なども行っております。府のカウンセラーは、授業観察や急な相談などに対応しております。

いじめ相談につきましては、令和5年度も本人や保護者からの相談は少なく、ほとんどが教員からの相談となっております。教職員がいじめを早期に発見し、早期に対応しようとする意識の高まりや、「チーム学校」として専門的な知見を対応に生かして取り組もうとする姿勢の表れであると考えております。

いじめ相談につきましては、事案についての相談だけでなく、加害者にも、被害者にも継続相談が必要な場合もあり、見守りを含めた事後のケアが必要であることから、多様化する児童・生徒及び保護者のニーズも受け止め、引き続き、学校との連携を図りながら対応してまいります。

本日報告した内容につきましては、先日の校長・教頭指導連絡会においても研修を行いました。今後は、引き続き各校への働きかけを通して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応について浸透させていくとともに、加えて、人間関係の再構築、丁寧な見守りや継続的な対応から解消に向けた取組の充実も図ってまいります。

報告は以上でございます。

○大江慶博教育長

報告が終わりました。この件について、質問、御意見ございますか。

○谷池雅子委員

丁寧な御報告ありがとうございました。25ページの表を見ますと、これ、私の認識が間違っていたら教えていただきたいんですが。いじめの認知件数の千人率ですね。全国、大阪府と比較しますと、少なくとも令和4年度まではかなり吹田市は低い値になっております。まず、認知件数が

低いのをどういうふうに考えていますか。いいことなのか、問題なのか、聞きたいです。

○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

未然防止というふうには捉えていたんですけども、やはり積極的認知の必要性であるなどから鑑みると、少なかったのはよくなかったことだと捉えております。

また、実際、研修等を行っていたんですけども、管理職が中心になる研修を行う中で、実際に生徒指導主事であるとか、生徒指導主担になる教員に向けてもより強く働きかけたことが認知件数の増加にもつながったのかなというふうに考えております。

○谷池雅子委員

引き続きまして、同じく全国、大阪府と比較しましたときに、吹田市における解消率が低いように判断いたしました。それで正しいでしょうか。もし、正しいければ、その理由として何が考えられますか。

○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

解消の定義といたしまして、3か月以上の見守りという形で一定定義されている中で、学校のほうは3か月たてば行為が止んでいること、また保護者、児童・生徒が解決したと感じていること。この2つをもって解消としています。3か月、日にちがたったから安易に解消とせずに。3月末の段階の数字ですので、少なくとも1月、2月、3月分は入っていないということ。プラス、国もそうなんですけれども、保護者との話合いの中で丁寧な見守りを継続している結果だと考えておりますので、決して低いから、その差については大きなものではないかなというふうに捉えております。

○谷池雅子委員

今おっしゃったことを私なりに解釈しますと、認知、要するに件数があがってくところにはまだ課題があるけれど、一旦上がってきたケースは安易に解消とするのではなくて、注意深くフォロー

ーしているということで。それでよろしいですか。

○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

委員、おっしゃるとおりでございます。

○大江慶博教育長

よろしいですか。ほかに御質問、御意見ありませんか。

私から2点、補足していただきたいことがあって。先ほどの説明の中で触れたかもしれないですが、解消率でいうと資料25ページの令和6年度1学期末の解消率っていうのが極端に低いのですが、この数字の説明をまずお願いしたいことと、もう一つは、資料26ページの教育センターにおけるいじめに係る相談の回数ということで先ほど説明がありましたが、特に、本人、保護者からいじめについて御相談があった場合に、各学校の認知件数の中に含まれているのかどうか。その2点について、補足の説明をお願いします。

○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

まず、1点目について、学校教育室で回答させていただきます。

1学期の解消率が低いことにつきましては、4月、5月、6月、7月に生起したいじめの総数がこの件数となっております、3か月以上見守りということになりますので、少なくとも解消とされているのは4月頭から中頃にかけて生起したいじめの分のみとなっておりますので、それ以降は見守り継続。こちらは、1学期終了段階での数字ですので解消率が低くなっているというのはそういう意味でございます。

以上でございます。

○木谷美香教育センター所長

教育センターの相談回数の件につきまして、教育センターからお答えさせていただきます。

本人や保護者の御相談が認知件数の中に入っているのかどうかという件ですが、相談の対応によって異なるかと思います。5つ相談の件数があるうちの、真ん中の出張教育相談、その

下2つのスクールカウンセラー、ここへの相談につきましては学校の中で共有されているものと認識しておりますので、認知件数に入っているものと思います。

その上の電話相談なのですが、こちらにつきましては匿名でのお電話を実施しておりますので、重篤なものでお名前や学校を言っていたものについてはきちんと精査した上で、御本人の了解も得た上で協議するものがございすけれども、匿名でお受けしたものについては、この認知件数に入っていない可能性もございます。来所相談も同じでして、御本人の御希望によってということもございますので、必ずこの認知件数に入っているかどうかと言われると、これはものによるかなということでございます。

○大江慶博教育長

ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

では、ほかに意見がないようですので、教育長報告②を終わります。

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、9月定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れさまでした。